

公益社団法人日本監査役協会 会費規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本監査役協会（以下「本会」という。）定款第7条に基づき、本会の入会金及び年会費に関する必要な事項を定める。

(入会金及び年会費)

第2条 会員の入会金は5万円とする。

② 会員の年会費は10万円とする。

③ 法人会員で登録監査役等を2名以上登録する場合には、2人目から、1人当たり6万円を増額する。

(納入方法)

第3条 入会金及び年会費の納入は、会長の請求に基づき指定した期日までに前納するものとする。

(滞納)

第4条 年会費の滞納が6か月以上におよぶ会員は、定款第10条第1項に該当し、会員としての資格を喪失する。

(会費の用途)

第5条 第2条の入会金及び年会費は、毎事業年度における合計額のうち理事会で決定した割合を会員相互の利益を図ることを目的とする事業に使用する。

(返還)

第6条 既納の入会金及び年会費は、一切返還しない。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

附 則

本規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成22年10月28日会員総会決議)